

平成27年度第1回幕別町総合教育会議 議事録

1 日時 平成27年7月31日（金）15時開会

2 場所 幕別町役場5階議会委員会室

3 委員の出席状況

(1)出席 【幕別町】飯田町長

【教育委員会】田村教育長、沖田委員、小尾委員、瀧本委員、早津委員

(2)欠席 なし

4 事務局出席者

【企画室】細澤室長、山端参事、西嶋副主幹

【教育委員会】山岸教育部長、川瀬学校教育課長、湯佐生涯学習課長、林図書館長、妹尾給食センター所長、向井総務係長

5 議事

(1) 幕別町総合教育会議の運営に関する要綱について

(2) 幕別町教育大綱(案)について

(3) その他

6 議事録

1 開会

○細澤室長 みなさんおそろいですので、会議を始めたいと思います。

議長に進行をお願いするまでの間、私、企画室の細澤が司会を務めさせていただきた
いと存じます。よろしくお願ひいたします。

それでは、ただいまから、平成27年度第1回幕別町総合教育会議を開催いたします。
はじめに、飯田町長からご挨拶をいただきます。

2 町長あいさつ

○飯田町長 改めましてこんにちは。この非常に暑い中、初めての総合教育会議にご出席いただきま
して誠にありがとうございます。また、教育委員の皆様方には本町の教育行政の
推進にご協力いただき心から感謝を申し上げたいと思います。さらには私が2月末で
教育長を退職し、4月7日には職務代理である森教育部長が怪我をして入院する中、
皆様方には大変ご尽力いただき本当にありがとうございました。

さて、地教行法の改正については、私が教育長時代に何回か勉強会をやりましたし、
既に4月1日から施行されておりますので、改めて私が申すべきものではありません
が、大きぐは教育委員長と教育長が一本化され明確化されたこと、2つめは総合教育
会議を設置し町長部局と教育委員会の意思疎通を図ること、また総合教育会議の中で
教育の基本的な事項を定める大綱を策定する、主に3つの改正があると思っておりま
す。ただ、今回地教行法の改正があるものの、従来の教育委員会の権限、町の権限は
変わるものではありませんので、今回の改正があったとしても従来どおりそれぞれの
執行機関がスピード感を持って職務を果たすことに尽きると思っているところであ
ります。

そうは言いながらもせっかく総合教育会議という場ができたわけでありますので、今後の教育施策について意見交換や調整をしたり、ざっくばらんに思っていることや課題について意見交換をすることで相互理解に繋げより良い教育あるいは町政の推進に寄与していくことが大事だと思っております。

この教育会議の開催回数について特段定めはございませんが、普段から意思疎通を図ることが一番大事だと思っており、少なくとも教育委員会会議は月に1回ありますので、毎月とはならないかもしませんが、教育委員会会議にあわせて年に何回かこの場を設けることができればと考えておりますので、今まで以上に意思疎通を図りながら組織の仕事を進めていければと思っております。

今日は議案として2件あり、要綱の制定と大綱(案)を説明させていただき、今後大綱を決定していきますので、忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げましてご挨拶とさせていただきます。

○細澤室長

それでは、議事に入ります前に、(事務局)職員を紹介いたします。

はじめに企画室、山端参事です。同じく企画室、西嶋副主幹です。

最後に私、企画室長の細澤です。よろしくお願ひいたします。

なお、教育委員会事務局については、教育委員の皆様もご存じだと思いますので紹介を割愛させていただきます。

次に配布資料の確認をさせていただきます。

はじめに会議次第、次に議案第1号の幕別町総合教育会議の運営に関する要綱、次に議案第2号の幕別町教育大綱(案)、続いて、参考資料1の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の概要、参考資料2の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の関係部分抜粋、最後に参考資料3の施策の体系を配布しておりますが、すべてお手元にございますでしょうか。

それでは、議事に入りたいと思います。ここからの進行は、飯田町長にお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○飯田町長

それでは、議題(1)の幕別町総合教育会議の運営に関する要綱について協議を行います。事務局より説明願います。

○山端参事

「幕別町総合教育会議の運営に関する要綱」について説明申し上げます。

はじめに、添付しております参考資料1をご覧ください。

参考資料1は、本年4月から施行されました地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の概要であります。この資料の概要の項目2には、総合教育会議の設置と二つ目の議題になります大綱の策定について示しているものです。会議につきましては、一つ目に地方公共団体の長が招集し、地方公共団体の長と教育委員会により構成されるものであること。二つ目に、地方公共団体の長は、教育委員会と協議し、教育基本法に規定する基本的な方針を参照して、教育の振興に関する施策の大綱を策定することとなっております。三つ目に、会議では、大綱の策定、教育条件の整備等重点的に講ずるべき施策、緊急の場合に講ずるべき措置について協議・調整を行うこととされており、調整された事項については、構成員は調整の結果を尊重しなければならないとなっております。

次に、参考資料2をご覧ください。こちらは、改正された法律の抜粋であります。先ほどの概要が、第1条の3、第1条の4に規定されており、総合教育会議につきましては、第1条の4に謳われ、一番下段の第9項に総合教育会議の運営に関し必要な

事項は、総合教育会議が定めることとなっております。このため、運営に関する必要な事項を定める必要があることから、議題として提案するものであります。

それでは、議案第1号、幕別町総合教育会議の運営に関する要綱をご覧ください。

第1条は、法第1条の4第9項の規定に基づき会議の運営に関し必要な事項を定める旨の趣旨であります。

第2条は、会議の開催ですが、町長並びに教育長及び委員が出席して開催することを規定しております。

第3条は、会議の招集についてであります。第1項で会議の開催は、緊急やむを得ない場合を除き開催する3日前までに教育委員会に通知することとしております。第2項では、開催については幕別町のHPで公表することとしております。第3項では、法の規定に準じ、教育委員会から会議の招集の求めを受けたときは、会議を招集する旨を定めております。

第4条では、議長は町長とする規定であります。

第5条は会議の非公開を規定するものですが、法の規定に準じ、第1号から第3号に記載のとおり、個人の秘密を保つためや、公正が害されるおそれがある、その他公益上必要があると認める場合は、議決により公開しないことができるとするものです。例を挙げますと、いじめ問題や個別事案における関係者の個人情報を保護する場合、予算提案に関する部分で具体的な額や対象選定を意思決定前に情報公開することで公益を害する場合が上げられます。

第6条については、会議の傍聴の方法を定めたものです。

第7条では傍聴人員の制限の規定を設けております。

第8条につきましては、傍聴席に入ることができない者の規定であります。

第9条につきましては、傍聴人の守るべき事項を規定しております。

第10条については、傍聴人が第9条に規定する守るべき事項に違反した場合の措置として退場させることができる旨の規定であります。

第11条につきましては、第5条に規定する会議を非公開とした場合に退場させることができる旨の規定であります。

第12条は議事録についてですが、議事録を作成し事務局に据え置くとともに町のホームページで広く公表するものという規定と、議事録に記載すべき事項を定めております。

第13条は、事務局を企画室とするもので、第2項では、教育委員会事務局も会議の運営に関し補助するものと規定するものであります。

第14条では、要綱に定めがない場合で会議の運営に関し必要な事項は、会議が別に定めるものと規定するものです。

附則としまして、この要綱の施行年月日を定めるものであります。本会議において、要綱が決定されれば、本日付での施行とするものであります。

説明は、以上でございます。

○飯田町長 ただいま、事務局から説明がありました。これより、質疑をお受けいたします。何か質疑等ございませんか。

(質疑なしの声)

○飯田町長 質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第1号について、原案どおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

○飯田町長 異議なしと認め、議案第1号については、原案どおり決定いたします。

○飯田町長 続きまして、議題(2) 幕別町教育大綱（案）について、事務局より説明をお願いします。

○川瀬課長 議案第2号、幕別町教育大綱（案）についてご説明申し上げます。私からは、町の教育大綱（案）に係ります内容を説明いたしますので、よろしくお願ひいたします。

お配りいたしました教育大綱（案）の1ページをお開きください。

1 教育大綱策定の背景と趣旨であります。

平成27年4月1日から、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が施行され、制度が大幅に変わり、総合教育会議の必置、また、教育大綱の策定が盛り込まれているところであります。本町におきましては、教育基本法第17条に規定する基本的な方針、いわゆる国の第2期教育振興基本計画における方針を参考し、本町の実情に応じて、今後の本町における教育の目標、方策、方向性を示すものとしているところであります。

2ページをご覧ください。2 教育大綱の位置付けであります。

本日お示しいたしました大綱（案）は、幕別町の教育行政を推進するための基本方針となるものであります。なお、第5期幕別町総合計画を基本とし、教育分野の基本目標や重点的に取り組まなければならない基本施策の方向性を示し、平成25年度に教育委員会が策定いたしました第5次幕別町生涯学習中期計画との整合性・一貫性を図っているものであります。

中段の枠囲いの中ですが、教育大綱の基本目標と具体目標は、幕別町の教育目標であります「郷土を愛し、自ら学び、心豊かに生きる人」、かつ、具体的目標であります「豊かな心とたくましい体の育成、豊かな生活と自ら学ぶ力の高揚、豊かな人間愛と国際性の涵養、豊かな郷土と文化の創造」といった4つの目標と同じものとし、整合性を図っているものであります。

次に、3 大綱の期間であります。大綱の期間は、第5次幕別町生涯学習中期計画との整合性・一貫性を図るため、今年度から平成30年度までの4年間とするものであります。

次に、4 施策の実施であります。施策の実施につきましては、大綱に掲げました基本目標の達成に向けまして、3ページから5ページに掲げております「施策の柱」で具体的な施策を掲げて、効率的・効果的に推進することとしております。

次に、5 施策の柱であります。3ページをお開きください。

3ページから5ページにわたるものであります。第5次幕別町生涯学習中期計画の第3章の基本計画と連動しているものであり、同計画にあります7つの施策の柱を基に、施策実施のための方策についてお示ししているものであります。

次に、幕別町教育大綱の概要図であります。6ページをご覧ください。

基本目標から4つの具体目標へ、そして7つの施策の柱へと掲示しているものであります。

7ページをお開きください。大綱の体系図であります。

左から基本目標、具体目標、そして施策の柱と方策といった関係を枝分けすることにより、体系的に整えているものであります。

次に、参考資料3、施策の体系をご覧いただきたく存じます。

先ほどの大綱の体系の方策の下に、生涯学習中期計画に連動いたしました事業を掲

示しているところであります。説明は以上であります

○山端参事

私の方からは、大綱策定に係る今後のスケジュールをご説明申し上げます。

この大綱（案）につきましては、近日中にHPで公表いたしますとともにあわせて、住民等の意見聴取をいただくため、パブリックコメントを実施する予定であります。

目安といたしまして、8月7日頃までに意見聴取を開始し、1カ月間、おおよそ9月10日前後までの期間を設けることになると考えております。

大綱（案）の閲覧場所につきましては、役場1階ロビー、教育委員会事務所、忠類総合支所1階ロビー、札内支所、札内東コミュニティセンターなど公共施設7カ所と町ホームページでの閲覧を予定しております。

対象者につきましては、幕別町パブリックコメント手続実施要綱の規定により、町内在住の方をはじめ、町内通勤・通学者、町内に事業所等を有している方となります。意見の提出方法につきましては、持参、郵送、ファックス、電子メールでの方法と考えております。パブリックコメントが終了次第、改めて会議を開催したいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○飯田町長

説明が終わりましたので、これより、質疑をお受けいたします。

○沖田委員

第5次幕別町生涯学習中期計画はすごく力を入れて教育委員会で策定したものであり、これと幕別町第5期総合計画を合わせて、この原案を示しているので私はよろしいと思います。

○飯田町長

ありがとうございます。そのほかにございませんか。

○小尾委員

1点お伺いしたい。施策の柱にあります「青少年の健全育成の推進」、学習・活動機会の充実(参考資料3)にあります「青年のまちづくり活動への支援」とありますが、青年の団体とは主にどのような団体を示しているのでしょうか。

○湯佐課長

参考資料3にあります、青少年の健全育成の欄の家庭教育を考える集いから学校支援地域事業までの事業に関する団体であり、ふるさと館ジュニアスクールや小学生の国内研修派遣事業、中学生や高校生の派遣事業などについて、児童生徒健全育成推進委員会や生徒指導等の活動を通じて行っています。

○小尾委員

今のご説明の団体は、だいたい少年の方に当てはまると思うのですけど、過去には幕別町青年団体連絡協議会などがあったわけですが、今どのようにになっているか、地域からは休会と伺っていますが、現在、町として青年の団体はどこを把握しているのでしょうか。

○湯佐課長

青年団体について今現在は活動しておりません。

○飯田町長

青年協は、かつて盛んに活動していた時代もあったと思いますが、おそらく平成17年頃に消滅していると記憶しています。現在、対象と考えられるものとして、各農協の青年部、商工会青年部、町内の異業種交流若者の集いなどがあるので、それらを通じて働きかけしていくことが考えられるかと思っています。

○瀧本委員

この会議の一番の目的は町部局と教育委員会部局の繋がりの深さを求めるものと理解しております、今回の議案の大綱についても賛成であります。

要望ですが、今回の地教行法の改正は大きな児童の痛ましい事例を背景にしていると理解していますが、そのような事例がもし発生した場合には、即効性というか

いち早く対応できるような体制をお願いしたい。

○飯田町長 そのような事例が発生した場合には、従前どおりまでは各々の持ち分の中で対応しますが、町部局と教育委員会部局がお互いに連絡調整を図りながらスピード感をもって対応していきたい。

○飯田町長 この後はパブコメによる意見聴取を実施するが、各委員においても再度内容を見ていきたい。次の開催はパブコメの結果をまとめて行う予定であります。

○飯田町長 次に(3)その他について、我々からは特にありませんが皆様から何かありませんか。ここで、一旦、休憩に入ります。

— 休憩(15:30~15:33) —

○飯田町長 休憩を解き、会議を再開します。

これから教育委員による学校訪問を行う中で、幼児から小学校など各年代の連携が当然求められると思いますが、町部局のこども、幼児など民生部門のこども担当が一緒に行くような、今まで以上に連携を図っていくことが大事と考えますのでよろしくお願いしたい。

○沖田委員 参考資料2の第1条の4(1)で教育を行うための諸条件の整備とあるが、重点的にやってほしい要望をこの会議で発言してもよいのでしょうか。

○飯田町長 教育委員会は合議体ですので、教育委員会として委員の発言をまとめが必要があります。ただし、その前段としての参考意見であれば、各委員の考えをざっくばらんに発言できる場である。

○飯田町長 お願いがひとつありますて、少子化対策を図っていく上で経済的負担を減らせればと考えている。教育費においても教材費の負担軽減、小学校1万、中学校でも1.5万円などをできればと思っているので委員の皆さんで検討をしていただければありがたい。

○飯田町長 話題提供として日本中が取り組んでいる地方創生について、幕別町の戦略はスケジュールも含めどのように向かっているのか企画担当がおりますので説明をしていただきたいと思います。

○細澤室長 6月30日に第1回目の会議を開催いたしました。産官学金労の分野から成る委員で構成され、学の分野は校長会の代表が参加しております。最終的には今年12月までには戦略を策定したいと考えております。

現在は人口ビジョンの作成中であり、業者に委託を行いながらアンケートを行いつつ、各地域別も含めて今後の人口の推移を見極めているところであります。

幕別町としては少子化を克服し、雇用の増大を図って人口の確保と地域の活性化に結びつけたいと考えており、具体的な施策は府内の本部の担当で取りまとめを行っていくところであります。今後、教育部局に対しても協力を願いすることもあると思いますのでよろしくお願いいたします。

○沖田委員 広報に出ている毎年の人口を見ていますと、死亡が200人前後で出生が100人前後であるが、町全体として減っていないのは他町からの転入者がいるから。ただ、宅地も一杯になるとそれも望めなくなるので、そういう点も視野に入れながら対応していく必要だと思います。

○飯田町長 少子化対策については、一自治体が行うべきものではないと考えており、大胆な施策を国が行うことが必要。ただ、この4月から定住対策に札内地区も含めたこと

から現在53人の転入という結果になっている。

○早津委員 　子供を産める人は産むだろうが、子供を持ちたくても持てない方に対する支援も必要と思う。

○飯田町長 　その点については、現在不妊治療に関わる助成があり、道が15万、町が7.5万円、1年目が3回、2年目以降が年2回で5年間の補助があり、概ねまかなえる金額である。それとともに経済的な面で女性の職場環境の整備として育児休業制度なども必要なのかなと考えています。

○小尾委員 　町の男性職員で育児休業を取る人はいるのでしょうか。

○飯田町長 　町職員では現在いない。

○沖田委員 　一般の会社ではなかなか育児休業は取りにくい。あと独身の方が多いように感じます。町内に婚活など出会いの場はあるのでしょうか。

○飯田町長 　農村青年は農業振興公社で行っていますが、一般の方は異業種交流若者の集いを立ち上げた時は横の連携が目的であるが、出会いの場としても活用できればと考えていた。

○小尾委員 　町内でひとりっ子の世帯の割合は全体の中でどのような割合なのでしょうか。
また、札内地区に比べ本町地区は人口も減り年々高齢化している。便利さが本町地区と札内地区は違うのでしょうか。企業でも来れば雇用も増えて良くなるかと思いますが。

○飯田町長 　やはり利便性と思われる。幕別地区は24時間のコンビニもない。
企業誘致にしても現実土地がないのでなかなか難しい。
農地については市街化調整区域や農振法の網がかかっているので開発は難しい。

○飯田町長 　ほかにありませんか。

(なしの声)

次回については9月の教育委員会の会議に合わせての開催を考えております。
以上を持ちまして、平成27年度第1回幕別町総合教育会議を閉会いたします。

(15時58分 終了)

